

予算特別委員会資料

令和7年度予算説明書

地 域 協 働 局

目 次

1. 令和7年度予算概要	1
2. 歳入歳出予算一覧表	5
3. 歳入予算の説明	7
4. 歳出予算の説明	9
5. 債務負担行為	11
6. 予算関連議案	
第1号議案	
神戸市立地域交流センター条例の件	12
第2号議案	
神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例の件	30

(注) ◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

1. 令和7年度予算の概要

(1) 総 括

地域や社会に貢献したいという想いを丁寧につなぎ合わせ、市民や地域団体、企業を含む多様な主体が連携、協働し合う神戸を目指して、地域貢献活動の参画促進に向けた仕組みづくりや活動支援に取り組みます。

また、市民の身近な窓口である区役所・支所・出張所について、庁舎の機能充実や新たな行政サービス拠点を設置することで必要な行政サービスのあり方の検証を進めることで、市民サービスの向上に努めます。

さらに、男女共同参画社会・女性活躍の推進に向けた取り組みを進めるとともに、消費生活の安全・安心を一定の水準に保ち、地域社会の基礎となる市民生活の安全を確保します。

(2) 主要施策

1. 多様な主体による地域協働の実現

○ (1) 様々な主体による地域貢献活動の推進 140,368 千円

地域貢献相談窓口において、地域や社会に貢献する活動への参加や実施を希望する、地域団体やNPO、企業、大学、高齢者や学生等を伴走型で支援し、様々な地域貢献活動を推進するとともに、企業をはじめ多様な主体と地域が一体となった持続可能なまちづくりをより一層加速させるため、企画調整局から企業連携推進課・SDGs 推進課を移管し、推進体制の強化を図ります。

また、ボランティア活動に関心のある市民とボランティアを必要とする地域団体等とを結びつけるオンラインシステムを運用し、引き続き地域活動の担い手の確保とボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、65歳以上の方が介護保険施設・事業所等でボランティア活動を行った際にポイントが貯められるKOBEシニア元気ポイント制度の対象を地域活動にも広げ、シニア世代の地域への参画を促進します。

さらに、地域コーディネーターと、区地域協働課が一体となって、多様な団体・個人の協働促進、地域活動に関心を持つ市民の参画促進等、地域活動の活性化に取り組みます。

○ (2) 地域貢献活動に取り組む団体等に対する支援 91,622 千円

資金的な支援として、従来の補助制度を「地域貢献活動補助金」と名称を改め、より幅広い地域貢献活動に取り組む地域団体・NPO等を支援するとともに、個別相談、セミナーおよび交流会の開催による団体運営の支援を行います。

また、NPO等が活動するにあたり、資金調達の研修等を行うとともに、少額からでもクラウドファンディングが実施可能なプラットフォームを設け、実際に寄附による資金調達を実践することで、継続して社会貢献活動が行えるよう支援します。

(注) ◎印は新規事業を, ○印は拡充事業を示す。

◎ (3)地域福祉センターの利活用促進 99,040 千円

令和6年9月に策定公表した「地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針」に基づき、地域福祉センターの利活用を促進し、引き続き、多様な地域活動主体が気軽に活動できる場づくりを進めます。

令和8年度より地域福祉センターの名称を「地域交流センター」へ変更することに伴い必要な施設改修を行うとともに、利便性の向上と施設管理の効率化を図るため、予約管理システムの導入やスマートロック設置の導入支援を行います。

2. 地域における外国人との共生の促進

○ (1)相互理解と共助の促進 34,426 千円

地域の日本人と外国人との日常的な接点を増やし、良好な関係性を築いていくために、多文化交流員制度や外国人急増地域における共生促進事業を継続するとともに、外国人当事者の立場から地域防災力の向上に取り組む多文化防災リーダーを育成することで、外国人住民を包摂する地域の共助を促進します。

○ (2)地域日本語教育の推進 36,304 千円

地域における日本人と外国人との円滑な意思疎通を促進するため、地域日本語教育の体制を強化します。令和7年度は、教育機関や企業をはじめとする様々な関係者とのネットワークの構築や、課題解決に向けた具体的事業の企画立案を進める「地域日本語教育総括プロデューサー」を新たに配置するとともに、日本語指導が必要な高校生世代の外国人等を対象とした日本語教育プログラムの実証事業を実施します。

3. 移住・定住の促進

○ (1)神戸の暮らし情報サイト等による移住促進 14,226 千円

神戸の暮らし情報サイト「こうべぐらし」のコンテンツを充実させるとともに、サイトへの誘導に向けた広報やSNS・動画の活用等積極的なプロモーションを行います。

また、こうべぐらしコンシェルジュによるきめ細かな相談対応や移住イベントへの出展等により、移住・住み替えにつなげていきます。

○ (2)神戸地域おこし隊による地域活性化 89,219 千円

神戸地域おこし隊を15名に増員することに加え、短期インターン隊員制度を創設し、農村・里山を中心とした地域のさらなる活性化や多様な地域課題の解決に取り組むとともに、隊員からの相談体制等のサポートも強化し、多様な人材の参画・交流や定住を促進します。

(注) ◎印は新規事業を，○印は拡充事業を示す。

4. 区役所機能の強化

◎ (1) 区災害対策本部における非常用電源の確保 112,000 千円

災害時に対策本部が設置される各区役所において、電力供給が途絶えた場合に必要となる非常用電源の確保を進めていきます（北神区役所・垂水区役所）。

◎ (2) 垂水図書館跡地を活用した区役所機能の充実 59,216 千円

図書館跡に区役所の福祉関連窓口を集約し、子育て関連窓口や検診会場の待合を拡大するとともに、授乳室を設置する等、子育て支援機能を強化します。

◎ (3) 身近な行政サービス拠点の検証 22,715 千円

六甲アイランドに出張所を設置し、マイナンバーカード関連手続きを中心とした窓口サービスを実施することにより、身近に必要な行政サービスのあり方の検証を進めていきます。

(4) マイナンバーカード交付円滑 1,530,351 千円

区役所・支所におけるマイナンバーカード臨時窓口、マイナンバーカードサテライトオフィスの設置継続や、商業施設・福祉施設等での出張申請受付を行うことで、交付の円滑化を図ります。

(5) 戸籍への氏名の振り仮名登録等業務 330,537 千円

戸籍法改正に伴い、本市に本籍を置く市民に対し、戸籍に記載予定の振り仮名を通知し、内容の確認を実施することで、戸籍への氏名の振り仮名登録の手続きを進めます。（令和8年5月以降に順次戸籍に記載）

5. 男女共同参画社会の実現

○ (1) コワーキングスペースの運営 81,328 千円

子連れで利用できるコワーキングスペース「あすてっぷコワーキング」を市内3か所で運営し、働く女性・働きたい女性の多様な働き方を支援します。

(あすてっぷコワーキングこうべ・学園都市・六甲アイランド)

(注) ◎印は新規事業を, ○印は拡充事業を示す。

○ (2)女性活躍の推進 11,360 千円

デジタルスキルを身につけるための講座と就労体験をセットにした「女性デジタル人材育成プログラム」や、マザーズハロワークと連携した就労支援セミナー等を実施し、女性の就労・再就職等を支援するとともに、市内企業の女性管理職を対象に、さらなるビジネススキルの向上やロールモデルとの交流等を実施し、女性リーダーの育成を支援します。

また、企業や業界の女性活躍の取り組みがさらに進むように、「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業認定制度」の普及・促進を図ります。

6. 消費生活相談および消費者トラブルへの対策 69,540 千円

消費者トラブル等の消費生活に関する相談に対応するとともに、ホームページのFAQをより一層充実させ、チャットボット型 web ツールを活用し、トラブルの未然防止や自己解決の支援を引き続き実施します。

また、インターネットをはじめ多様化する問題に対して、ライフステージに応じた消費者教育・情報発信を、地域や関係団体、教育現場、事業者等と連携し実施します。

2. 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
16 分 担 金 及 負 担 金		91,274
	1 負 担 金	91,274
17 使 用 料 及 手 数 料		704,350
	1 使 用 料	61,079
	2 手 数 料	643,271
18 国 庫 支 出 金		2,948,030
	2 補 助 金	2,935,880
	3 委 託 金	12,150
19 県 支 出 金		3,624
	2 補 助 金	3,624
20 財 産 収 入		27,869
	1 財 産 運 用 収 入	27,869
21 寄 附 金		2,515
	1 寄 附 金	2,515
22 繰 入 金		2,500
	2 基 金 繰 入 金	2,500
24 諸 収 入		167,165
	7 雑 入	167,165
25 市 債		880,000
	1 市 債	880,000
合 計		4,827,327

3. 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
16 分 担 金 及 負 担 金	91,274	6,570	84,704	
1 負 担 金	91,274	6,570	84,704	
1 総 務 費 負 担 金	5,874	6,570	△696	○男女共同参画センター管理運営費
1 総 務 費 負 担 金	5,874	6,570	△696	
6 市 民 費 負 担 金	85,400	-	85,400	○神戸シニア元気ポイント
1 市 民 費 負 担 金	85,400	-	85,400	
17 使 用 料 及 手 数 料	704,350	659,230	45,120	
1 使 用 料	61,079	52,772	8,307	
1 総 務 使 用 料	43,001	39,560	3,441	○目的外使用料
2 区 役 所	27,193	27,193	-	
3 公 会 堂	15,808	12,367	3,441	
2 市 民 使 用 料	18,078	13,212	4,866	○施設使用料
1 ふ た ば 学 舎	653	653	-	
2 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	9,241	4,468	4,773	
6 丸 山 コ ミ ュ ニ テ ィ ・ セ ン タ ー	1,781	1,701	80	
9 地 域 福 祉 セ ン タ ー	144	131	13	
19 婦 人 会 館 使 用 料	6,259	6,259	-	
2 手 数 料	643,271	606,458	36,813	
2 総 務 手 数 料	635,433	597,543	37,890	○証明書発行等にかかる手数料
1 市 役 所	201,608	183,816	17,792	
2 区 役 所	433,825	413,727	20,098	
3 市 民 手 数 料	7,838	8,915	△1,077	
2 計 量 検 査	7,838	8,915	△1,077	
18 国 庫 支 出 金	2,948,030	3,053,406	△105,376	
2 補 助 金	2,935,880	3,041,182	△105,302	
1 総 務 費 補 助	2,935,880	3,041,182	△105,302	
1 社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 対 応 補 助	2,564,645	2,571,406	△6,761	
2 文 化 庁 補 助	23,504	19,600	3,904	
4 地 方 創 生 推 進 交 付 金	5,236	11,875	△6,639	○女性の就労・再就職支援施策等
5 在 住 外 国 人 支 援 事 業 費 補 助	6,207	6,248	△41	
7 地 域 女 性 活 躍 推 進 事 業 費 補 助	14,775	11,495	3,280	
9 氏 名 仮 名 表 記 の 戸 籍 記 載 事 項 化 事 業 費 補 助	321,513	420,558	△99,045	
3 委 託 金	12,150	12,224	△74	
1 総 務 費 委 託 金	12,150	12,224	△74	
2 中 長 期 在 留 者 住 居 地 届 出 等 委 託 金	12,150	12,224	△74	
19 県 支 出 金	3,624	4,833	△1,209	
2 補 助 金	3,624	4,833	△1,209	
1 総 務 費 補 助	3,624	4,833	△1,209	
2 消 費 者 行 政 事 業 費 補 助	2,624	4,833	△2,209	
3 ひ ょ う ご 地 域 創 生 交 付 金	1,000	-	1,000	

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 運 用 収 入	27,869	32,431	△4,562	
1 財 産 運 用 収 入	27,869	32,431	△4,562	
1 貸 地 料	16,818	16,818	-	
3 一 般 土 地	16,818	16,818	-	
2 貸 家 料	11,051	12,013	△962	
7 一 般 建 物	11,051	12,013	△962	
4 其 他 財 産 運 用 収 入	-	3,600	△3,600	
1 通 信 設 備	-	3,600	△3,600	
21 寄 附 金	2,515	20,000	△17,485	
1 寄 附 金	2,515	20,000	△17,485	
2 其 他 寄 附	2,515	20,000	△17,485	
4 地 域 協 働 局	2,515	20,000	△17,485	
22 繰 入 金	2,500	8,000	△5,500	○企業版ふるさと納税
2 基 金 繰 入 金	2,500	8,000	△5,500	
1 基 金 繰 入 金	2,500	8,000	△5,500	
3 市 民 文 化 振 興 基 金 繰 入	2,500	-	2,500	○こうべ女性活躍プロジェクト
6 神 戸 SDGs 貢 献 基 金 繰 入	-	3,000	△3,000	
○ 勤 労 者 福 祉 事 業 基 金 繰 入	-	5,000	△5,000	
24 諸 収 入	167,165	169,782	△2,617	
7 雑 収 入	167,165	169,782	△2,617	
4 弁 償 金	10	10	-	
1 臨 時 運 行 許 可 票	10	10	-	
5 償 還 金	11,186	11,105	81	
3 区 役 所	10,137	10,137	-	
5 丸 山 コ ミ ュ ニ テ イ ・ セ ン タ ー	9	9	-	
34 婦 人 会 館	157	182	△25	
37 公 会 堂	883	777	106	
6 受 講 料	-	2,070	△2,070	
○ 市 民 講 座	-	2,070	△2,070	
9 雑 収 入	155,969	156,597	△628	○中央区役所の管理運営費等
5 地 域 協 働 局	155,969	153,437	2,532	
10 こ ど も 家 庭 局	-	3,160	△3,160	○組織改正に伴う目の移管
25 市 債	880,000	733,000	147,000	
1 市 債	880,000	733,000	147,000	
9 其 他	880,000	733,000	147,000	
3 区 総 合 庁 舎 整 備 事 業 公 債	441,000	183,000	258,000	
4 文 化 施 設 等 整 備 事 業 公 債	439,000	550,000	△111,000	○地域福祉センター整備等
合 計	4,827,327	4,687,252	140,075	

4. 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総 務 費	1,858,803	1,600,351	258,452	717,996	—	—	1,140,807
1 総 務 費	1,858,803	1,600,351	258,452	717,996	—	—	1,140,807
1 職 員 費	1,858,803	1,422,491	436,312	717,996	—	—	1,140,807
4 渉 外 費	—	177,860	△177,860	—	—	—	—
3 市 民 費	8,874,984	9,071,388	△196,404	2,233,658	880,000	995,673	4,765,653
1 市 民 費	8,874,984	9,071,388	△196,404	2,233,658	880,000	995,673	4,765,653
3 区 政 費	6,852,495	7,388,262	△535,767	2,181,312	441,000	868,784	3,361,399
6 地 域 活 動 費	1,740,100	1,405,266	334,834	29,711	427,000	93,456	1,189,933
8 男 女 共 同 費	166,386	179,133	△12,747	20,011	—	25,588	120,787
11 消 費 対 策 費	116,003	98,727	17,276	2,624	12,000	7,845	93,534
4 民 生 費	—	45,380	△45,380	—	—	—	—
3 こ ども 家 庭 費	—	45,380	△45,380	—	—	—	—
4 こ ども 費	—	45,380	△45,380	—	—	—	—
合 計	10,733,787	10,717,119	16,668	2,951,654	880,000	995,673	5,906,460

第2款 総務費

第1項 総務費

第1目 職員費

1,858,803 千円

本目は、職員の給料等に要する経費です。

1 会計年度任用職員への給料等

1,858,803 千円

第3款 市民費

第1項 市民費

第3目 区政費

6,852,495 千円

本目は、区役所の運営・維持管理等に要する経費です。

1 区役所の運営・維持管理等

2,360,863 千円

2 区役所の整備・改革等

1,792,404 千円

3 戸籍・住民基本台帳事務等

1,168,877 千円

4 マイナンバーカードの交付円滑化等

1,530,351 千円

第6目 地域活動振興費

1,740,100 千円

本目は、地域協働の促進や地域活動の振興に要する経費です。

1 様々な主体の参画等

1,632,766 千円

2 移住・定住の促進等

107,334 千円

第8目 男女共同参画費

166,386 千円

本目は、男女共同参画社会の実現に要する経費です。

1 男女共同参画社会の実現・こうべ女性活躍プロジェクト等

166,386 千円

第11目 消費対策費

116,003 千円

本目は、消費生活の安全・安心の確保に要する経費です。

1 消費生活相談体制の充実等

116,003 千円

5. 債務負担行為

(単位：千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				
			国 支 出	県 金	市 債	その他 特定財源	一般財源
区庁舎改修	令和7～9年度	527,000	—	—	433,000	—	94,000
中央区マンションコミュニティ 活性化事業	令和7～9年度	10,000	—	—	—	—	10,000
区役所内総合窓口運営	令和7～10年度	419,000	—	—	—	—	419,000
区役所繁忙期対策	令和7～8年度	11,000	—	—	—	—	11,000
証明書コンビニ交付システム運用	令和7～12年度	70,000	—	—	—	—	70,000
マイナンバーカード交付円滑化	令和7～8年度	269,000	269,000	—	—	—	—
マイナンバーカード 交付関連端末借上料	令和7～12年度	142,000	142,000	—	—	—	—
氏名仮名表記の戸籍記載事項化事業	令和7～8年度	38,000	38,000	—	—	—	—
あすてっぷコワーキング運営	令和7～9年度	110,000	—	—	—	—	110,000
全国消費生活情報 ネットワークシステム調達	令和7～11年度	4,000	—	—	—	—	4,000

6. 予算関連議案

第 1 号議案

神戸市立地域交流センター条例の件

神戸市立地域交流センター条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立地域交流センター条例

(設置)

第 1 条 神戸市民による地域活動の推進に関する条例(平成16年 3 月条例第58号)の理念の実現に向け、同条例第12条第 1 項の規定に基づき、地域活動(多様な地域活動主体による同条例第 2 条第 7 号の地域活動をいう。以下同じ。)の場として、地域社会に貢献する人材の育成や集積を行い、これらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、さらなる地域活動の促進及び地域社会の課題解決に寄与することを目的とする拠点として、神戸市立地域交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(事業)

第 3 条 センターにおいては、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域活動、社会貢献活動及び住民交流に関すること。
- (2) 各種地域団体等の健全な育成を図ること。
- (3) 地域活動及び社会貢献活動に係る情報を集積し、及び発信すること。
- (4) 地域活動及び社会貢献活動に係る人々の間における連携及び交流に関すること。
- (5) 地域における諸会合並びに研修及び活動の場として施設を利用させること。
- (6) 活動を通じた地域社会の課題解決並びに社会貢献に係る調査、研究、実践及びこれらに対する支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業。

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 地域活動コーナー
- (2) 調理室
- (3) 洋室
- (4) 和室
- (5) 多目的ホール
- (6) フリースペース（共用使用を原則とする施設をいい、これに類するものを含む。）

（使用の許可）

第5条 施設等（前条に規定する施設及びその附属設備をいう。以下同じ。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、前条第1号から第5号までの施設の使用について、あらかじめ、申請により、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 使用者は、前条第6号の施設を占有して行う使用について、あらかじめ、申請により、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前2項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 指定管理者は、前3項に規定する事務の執行に当たっては、地域活動の場の提供その他のセンターの設置の目的を踏まえ、当該目的が効果的に達成されるよう努めなければならない。

（使用の許可に係る期間の単位）

第6条 前条第1項の許可は、別表第2に掲げる区分により行うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この区分によることなく、時間を単位として許可を行うことができる。

2 別表第2に掲げる夜間の使用の許可に係る申請は、あらかじめ指定管理者が定める期限までにしなければならない。

（使用の許可に係る区画の単位）

第7条 第5条第1項の許可は、その部屋ごとに与えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の許可は、使用しようとする者の申請により、部屋の一部又は指定管理者が指定する区画を単位として許可することができる。指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認めるときも、同様とする。

(対価の収受等に係る申告)

第8条 使用者は、入場料、受講料その他の対価の収受を伴う施設等の使用又は飲食等を伴う施設等の使用をしようとするときは、規則で定めるところにより第5条第1項及び第2項の申請の際に、申告しなければならない。

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第2項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的として使用するとき。
- (4) 第4条第6号の施設の占有が、センターの公衆の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適當であると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第2項の許可をしないことができる。

- (1) センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第10条 施設等に係る使用期間は、市その他公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合を除き、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が第1条の目的を達成するため特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金等)

第11条 指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

を指定管理者の収入として収受させる。

- 2 第5条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、住民の利用に供する目的で設置する設備を使用する者は、設備当たり500円を上限としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、利用料金を免除することができる。
- 6 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還することができる。
- 7 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第5条第3項及び第9条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 第5条第1項及び第2項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的と異なった目的に施設等を使用したとき。

- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (5) 第9条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。
- (1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- (入館の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
 - (4) 施設等及び次の各号に掲げるもの（これらに類するものを含む。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - ア センターにおいて展示されている資料
 - イ センターにおいて閲覧することができる資料
 - ウ センターにおいて所蔵する資料
 - (5) 次条の規定に違反した者
- (行為の禁止)

第16条 何人も、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為
- (3) センター内の施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
- (4) 喫煙又は所定の場所以外の場所での飲食
- (5) 所定の場所以外の場所への立入り

- (6) 個人的な占有利用（特に必要があるものとして市長が別に定める場合を除く。）
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (9) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (10) 許可を受けない広告類を掲出し、又はまき散らす行為
- (11) 許可を受けない寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上支障があると認める行為
（立入り等）

第17条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。
（原状回復の義務）

第18条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項及び第2項、第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（損害の賠償等）

第19条 センター内において、第15条第4号に規定するものを汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
（指定管理者の指定等）

第20条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に係る業務
- (2) センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(施行細目の委任)

第21条 センターの利用可能時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から起算して4月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1（神戸市立雲中地域交流センターに係る部分を除く。）の規定
令和8年4月1日

(2) 次項及び附則第9項の規定 公布の日

(3) 附則第5項の規定 令和8年1月1日から令和8年4月1日までの範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(ふれあいのまちづくり条例の廃止)

3 神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例第2条及び別表第1の規定に基づきセンターが設置されたときは、設置されたセンターに相当する神戸市ふれあいのまちづくり条例別表中神戸市

<p>(<u>地域組織、ふれあいのまちづくり協議会及びNPOの役割</u>)</p> <p>第4条 <u>地域組織、ふれあいのまちづくり協議会</u>及びNPOは、地域社会でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の<u>地域組織等</u>及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>(地域組織及びNPOの役割)</p> <p>第4条 地域組織及びNPOは、地域社会でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の<u>地域組織、NPO、事業者その他の団体</u>(以下「<u>地域組織等</u>」という。)及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。</p>
--	---

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

- 6 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条から第7条まで、第9条、第10条、第12条第1項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「センターの管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条第1項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

- 7 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第2項から第6項までの承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。
- 8 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第5項及び第6項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は免除をすることができる。

(規則への委任)

9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
神戸市立魚崎南地域交流センター	神戸市東灘区魚崎南町2丁目9番4号
神戸市立向洋地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中6丁目3番地の2
神戸市立渦が森地域交流センター	神戸市東灘区渦森台1丁目2番1号
神戸市立本山南地域交流センター	神戸市東灘区本山南町7丁目1番20号
神戸市立浜御影地域交流センター	神戸市東灘区御影本町6丁目2番14号
神戸市立魚崎地域交流センター	神戸市東灘区魚崎中町4丁目3番16号
神戸市立本山地域交流センター	神戸市東灘区岡本1丁目7番3号
神戸市立本山西地域交流センター	神戸市東灘区西岡本4丁目8番12号
神戸市立本庄地域交流センター	神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号
神戸市立青木南地域交流センター	神戸市東灘区青木4丁目2番20号
神戸市立本山東地域交流センター	神戸市東灘区森南町2丁目8番28号
神戸市立六甲アイランド地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中3丁目1番地の6
神戸市立福池地域交流センター	神戸市東灘区本山南町5丁目4番11号
神戸市立御影北地域交流センター	神戸市東灘区御影2丁目28番13号
神戸市立住吉地域交流センター	神戸市東灘区住吉宮町3丁目2番18号
神戸市立深江南地域交流センター	神戸市東灘区深江南町3丁目4番24号
神戸市立高羽地域交流センター	神戸市灘区楠丘町4丁目1番16号
神戸市立岩屋地域交流センター	神戸市灘区岩屋北町2丁目5番3号
神戸市立鶴甲地域交流センター	神戸市灘区鶴甲2丁目10番1号
神戸市立六甲山地域交流センター	神戸市灘区六甲山町字西谷山1878番地の133

神戸市立新在家地域交流センター	神戸市灘区新在家南町3丁目2番25号
神戸市立西郷地域交流センター	神戸市灘区大石北町8番1号
神戸市立王子地域交流センター	神戸市灘区中原通7丁目5番1号
神戸市立篠原地域交流センター	神戸市灘区篠原北町2丁目2番37号
神戸市立成徳地域交流センター	神戸市灘区備後町1丁目3番1号
神戸市立稗田地域交流センター	神戸市灘区倉石通4丁目1番10号
神戸市立摩耶地域交流センター	神戸市灘区天城通3丁目3番7号
神戸市立なぎさ地域交流センター	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番4号
神戸市立灘地域交流センター	神戸市灘区千旦通1丁目5番2号
神戸市立六甲地域交流センター	神戸市灘区八幡町4丁目8番28号
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目340番3
神戸市立東川崎地域交流センター	神戸市中央区東川崎町5丁目1番1号
神戸市立籠池地域交流センター	神戸市中央区籠池通2丁目1番5号
神戸市立小野柄地域交流センター	神戸市中央区旭通2丁目4番9号
神戸市立宮本地域交流センター	神戸市中央区宮本通3丁目1番5号
神戸市立神戸諏訪山地域交流センター	神戸市中央区北長狭通4丁目9番5号
神戸市立下山手地域交流センター	神戸市中央区北長狭通7丁目3番13号
神戸市立若菜地域交流センター	神戸市中央区神若通2丁目3番7号
神戸市立北野地域交流センター	神戸市中央区中山手通2丁目17番18号
神戸市立春日野地域交流センター	神戸市中央区八雲通1丁目1番7号
神戸市立吾妻地域交流センター	神戸市中央区吾妻通5丁目1番12号
神戸市立橘地域交流センター	神戸市中央区橘通3丁目4番1号
神戸市立脇の浜地域交流センター	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2番7号
神戸市立二宮地域交流センター	神戸市中央区二宮町3丁目12番1号
神戸市立港島地域交流センター	神戸市中央区港島中町2丁目3番地の3
神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号
神戸市立和田岬地域交流センター	神戸市兵庫区浜山通1丁目1番5号

神戸市立川池地域交流センター	神戸市兵庫区松本通5丁目2番6号
神戸市立湊山地域交流センター	神戸市兵庫区大同町2丁目2番8号
神戸市立ひよどり地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町10丁目12番地の1
神戸市立浜山地域交流センター	神戸市兵庫区御崎町1丁目2番4号
神戸市立中道地域交流センター	神戸市兵庫区中道通4丁目2番8号
神戸市立熊野地域交流センター	神戸市兵庫区鶴越町1番20号
神戸市立菊水地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町2丁目1番2号
神戸市立明親地域交流センター	神戸市兵庫区須佐野通4丁目1番43号
神戸市立夢野地区地域交流センター	神戸市兵庫区湊川町7丁目6番5号
神戸市立水木地域交流センター	神戸市兵庫区駅前通3丁目2番26号
神戸市立荒田地域交流センター	神戸市兵庫区荒田町4丁目17番6号
神戸市立兵庫大開地域交流センター	神戸市兵庫区永沢町4丁目4番28号
神戸市立小部地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目9番9号
神戸市立有馬地域交流センター	神戸市北区有馬町字中ノ畑241番地の3
神戸市立花山地域交流センター	神戸市北区花山東町3番3号
神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台2丁目1番地
神戸市立大沢地域交流センター	神戸市北区大沢町中大沢字泓996番地の1
神戸市立泉台地域交流センター	神戸市北区泉台3丁目13番地の1
神戸市立君影地域交流センター	神戸市北区君影町1丁目2番10号
神戸市立小部東地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台東町6丁目2番6号
神戸市立唐櫃地域交流センター	神戸市北区唐櫃台3丁目27番1号
神戸市立鈴蘭台地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目14番24号
神戸市立長尾地域交流センター	神戸市北区長尾町上津字大江ノ前194番地の1
神戸市立筑紫が丘地域交流センター	神戸市北区筑紫が丘3丁目2番地の9
神戸市立箕谷地域交流センター	神戸市北区緑町4丁目6番3号
神戸市立淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1383

	番地
神戸市立南五葉地域交流センター	神戸市北区南五葉5丁目1番1号
神戸市立藤原台地域交流センター	神戸市北区藤原台中町7丁目14番16号
神戸市立有野地域交流センター	神戸市北区有野中町2丁目20番19号
神戸市立桜の宮地域交流センター	神戸市北区甲栄台2丁目2番20号
神戸市立大池地域交流センター	神戸市北区東大池2丁目3番13号
神戸市立道場地域交流センター	神戸市北区道場町塩田字西川原1439番地の3
神戸市立八多地域交流センター	神戸市北区八多町附物字下殿関393番地の1
神戸市立北五葉地域交流センター	神戸市北区北五葉3丁目7番1号
神戸市立有野台第2地域交流センター	神戸市北区有野台6丁目22番地の1
神戸市立山田地域交流センター	神戸市北区山田町福地字ガケノ上18番地の3
神戸市立ひよどり台地域交流センター	神戸市北区ひよどり台3丁目8番地
神戸市立星和台鳴子地域交流センター	神戸市北区鳴子2丁目11番地の1
神戸市立鹿の子台地域交流センター	神戸市北区鹿の子台北町6丁目34番3号
神戸市立上淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町野瀬字新田459番地の2
神戸市立広陵地域交流センター	神戸市北区小倉台2丁目15番地の3
神戸市立谷上地域交流センター	神戸市北区谷上西町7番3号
神戸市立大原桂木地域交流センター	神戸市北区大原3丁目21番地
神戸市立甲緑地域交流センター	神戸市北区緑町2丁目7番28号
神戸市立西山地域交流センター	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3
神戸市立藍那小河地域交流センター	神戸市北区山田町藍那字下ノ町77番地の8
神戸市立箕谷地域交流センター分館	神戸市北区日の峰1丁目19番地
神戸市立重池地域交流センター	神戸市長田区重池町2丁目3番5号

神戸市立高取山地域交流センター	神戸市長田区高取山町1丁目2番3号
神戸市立みすが地域交流センター	神戸市長田区御蔵通4丁目5番地の1
神戸市立志里池地域交流センター	神戸市長田区東尻池町1丁目14番4号
神戸市立大日丘地域交流センター	神戸市長田区大日丘町3丁目8番10号
神戸市立宮川地域交流センター	神戸市長田区长田町2丁目2番1— 501号
神戸市立会陽地域交流センター	神戸市長田区六番町2丁目7番地の1
神戸市立真陽地域交流センター	神戸市長田区久保町3丁目9番6号
神戸市立北町地域交流センター	神戸市長田区北町3丁目4番地の1
神戸市立長田地域交流センター	神戸市長田区西山町2丁目4番1号
神戸市立若松地域交流センター	神戸市長田区若松町8丁目2番13号
神戸市立細田地域交流センター	神戸市長田区細田町7丁目1番30号
神戸市立長田庄山地域交流センター	神戸市長田区庄山町2丁目1番6号
神戸市立真野地域交流センター	神戸市長田区東尻池町6丁目3番19号
神戸市立長田東地域交流センター	神戸市長田区四番町4丁目54番地
神戸市立丸山地域交流センター	神戸市長田区丸山町2丁目3番50号
神戸市立池田地域交流センター	神戸市長田区蓮宮通4丁目11番地
神戸市立長楽地域交流センター	神戸市長田区海運町7丁目1番23号
神戸市立名倉地域交流センター	神戸市長田区房王寺町4丁目7番15号
神戸市立二葉地域交流センター	神戸市長田区二葉町6丁目5番1号
神戸市立高倉台地域交流センター	神戸市須磨区高倉台4丁目1番4号
神戸市立南須磨地域交流センター	神戸市須磨区松風町5丁目2番1号
神戸市立多井畑地域交流センター	神戸市須磨区多井畑字筋替道21番地の 3
神戸市立神の谷地域交流センター	神戸市須磨区神の谷5丁目2番1号
神戸市立須磨の浦地域交流センター	神戸市須磨区千守町1丁目1番20号
神戸市立西落合地域交流センター	神戸市須磨区西落合5丁目13番20号
神戸市立白川台地域交流センター	神戸市須磨区白川台7丁目3番地の8
神戸市立菅の台地域交流センター	神戸市須磨区菅の台4丁目5番地

神戸市立板宿地域交流センター	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目1番5号
神戸市立竜が台地域交流センター	神戸市須磨区竜が台5丁目20番地
神戸市立妙法寺地域交流センター	神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地106番地の1
神戸市立松尾地域交流センター	神戸市須磨区北落合3丁目2番1号
神戸市立横尾地域交流センター	神戸市須磨区横尾2丁目1番地の1
神戸市立東落合地域交流センター	神戸市須磨区東落合3丁目33番12号
神戸市立南落合地域交流センター	神戸市須磨区南落合3丁目11番2号
神戸市立大黒地域交流センター	神戸市須磨区大黒町2丁目2番12号
神戸市立東須磨地域交流センター	神戸市須磨区若木町3丁目5番9号
神戸市立若草地域交流センター	神戸市須磨区若草町3丁目14番地の9
神戸市立花谷地域交流センター	神戸市須磨区中落合1丁目1番25号
神戸市立北須磨地域交流センター	神戸市須磨区離宮前町2丁目7番24号
神戸市立桃山台地域交流センター	神戸市垂水区桃山台3丁目25番地
神戸市立霞ヶ丘地域交流センター	神戸市垂水区五色山4丁目15番8号
神戸市立塩屋地域交流センター	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番9号
神戸市立つつじが丘地域交流センター	神戸市垂水区つつじが丘4丁目6番地の7
神戸市立高丸地域交流センター	神戸市垂水区坂上5丁目1番2号
神戸市立神陵台地域交流センター	神戸市垂水区南多聞台1丁目8番8号
神戸市立舞子地域交流センター	神戸市垂水区西舞子7丁目30番1号
神戸市立多聞東地域交流センター	神戸市垂水区学が丘4丁目3番7号
神戸市立上高丸地域交流センター	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目20番15号
神戸市立西高丸地域交流センター	神戸市垂水区高丸6丁目3番1号
神戸市立垂水地域交流センター	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号
神戸市立小東山地域交流センター	神戸市垂水区学が丘7丁目1番29号
神戸市立狩口台地域交流センター	神戸市垂水区狩口台2丁目31番1号
神戸市立東垂水地域交流センター	神戸市垂水区王居殿2丁目5番25号
神戸市立多聞台地域交流センター	神戸市垂水区多聞台4丁目14番9号

神戸市立多聞南地域交流センター	神戸市垂水区本多聞6丁目8番12号
神戸市立本多聞地域交流センター	神戸市垂水区本多聞4丁目1番2号
神戸市立千代が丘地域交流センター	神戸市垂水区旭が丘3丁目12番3号
神戸市立西脇地域交流センター	神戸市垂水区本多聞1丁目5番4号
神戸市立星陵台地域交流センター	神戸市垂水区星陵台7丁目5番3号
神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町宇中坊487番地の3
神戸市立福田地域交流センター	神戸市垂水区乙木3丁目3番2号
神戸市立塩屋北地域交流センター	神戸市垂水区塩屋北町1丁目11番3号
神戸市立乙木地域交流センター	神戸市垂水区美山台1丁目9番40号
神戸市立舞多聞地域交流センター	神戸市垂水区舞多聞西5丁目11番5号
神戸市立神出地域交流センター	神戸市西区神出町田井字長原34番地の2
神戸市立学園西町地域交流センター	神戸市西区学園西町5丁目2番地の3
神戸市立高和地域交流センター	神戸市西区押部谷町高和字大坪774番地
神戸市立春日台地域交流センター	神戸市西区春日台4丁目5番地
神戸市立糺台地域交流センター	神戸市西区糺台3丁目32番地の6
神戸市立枝吉地域交流センター	神戸市西区枝吉4丁目48番地の4
神戸市立平野地域交流センター	神戸市西区平野町宮前字上松148番地
神戸市立狩場台地域交流センター	神戸市西区狩場台3丁目6番地の2
神戸市立竹の台地域交流センター	神戸市西区竹の台2丁目20番地の1
神戸市立北山地域交流センター	神戸市西区北山台3丁目26番1号
神戸市立学園東地域交流センター	神戸市西区学園東町5丁目4番地
神戸市立岩岡第1地域交流センター	神戸市西区岩岡町岩岡字西場922番地の1
神戸市立檜野台地域交流センター	神戸市西区檜野台5丁目4番地の2
神戸市立美賀多台地域交流センター	神戸市西区美賀多台3丁目13番地の4
神戸市立玉津地域交流センター	神戸市西区玉津町小山字川端180番地

神戸市立桜が丘地域交流センター	の3 神戸市西区桜が丘東町1丁目3番地の1
神戸市立岩岡第2地域交流センター	神戸市西区竜が岡2丁目15番地の12
神戸市立櫛谷地域交流センター	神戸市西区櫛谷町長谷字佃井ノ上75番地
神戸市立出合地域交流センター	神戸市西区王塚台5丁目73番地
神戸市立月が丘地域交流センター	神戸市西区月が丘5丁目1番地の12
神戸市立井吹東地域交流センター	神戸市西区井吹台東町4丁目21番地の2
神戸市立井吹西地域交流センター	神戸市西区井吹台西町4丁目4番地
神戸市立高津橋地域交流センター	神戸市西区玉津町高津橋字澤町188番地
神戸市立押部谷地域交流センター	神戸市西区押部谷町西盛字老ノ本313番地
神戸市立有瀬地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字金井場1137番地の30
神戸市立伊川谷地域交流センター	神戸市西区伊川谷町別府字セシゲ1337番地の1
神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林603番地の2
神戸市立太山寺地域交流センター	神戸市西区前開南町2丁目1番20号
神戸市立井吹北地域交流センター	神戸市西区井吹台北町2丁目17番地の7
神戸市立押部谷東地域交流センター	神戸市西区秋葉台2丁目1番地の133

別表第2（第6条及び第11条関係）

施設等	使用許可に係る期間の単位及び利用料金			
	午前	午後	午前・午後	夜間

	(午前 9 時から 午前 12 時まで)	(午後 1 時から 午後 4 時まで)	(午前 9 時から 午後 4 時まで)	(午後 5 時か ら午後 9 時の うち 2 時間ご と)
地域活動コーナー	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円
調理室	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
地域活動コーナー 及び調理室	4,000円	4,000円	7,000円	4,000円
洋室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
和室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
多目的ホール	6,000円	6,000円	12,000円	6,000円
附属設備	1 設備 1 回につき			5,000円

備考

- 1 時間を単位として許可する場合は、1 時間当たり次に掲げる額とし、1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。
 - (1) 地域活動コーナー 1,000円
 - (2) 調理室 400円
 - (3) 地域活動コーナー及び調理室 1,400円
 - (4) 洋室 700円
 - (5) 和室 700円
 - (6) 多目的ホール 2,000円
- 2 夜間の利用料金は 2 時間単位の利用を原則とし、2 時間未満の端数が生じたときは、2 時間として計算する。
- 3 許可を得た時間内に利用を終えても、返金を行わないものとする。

理 由

神戸市立地域福祉センターの名称及び設置目的等を改めるに当たり、条例を制定する必要があるため。

第 2 号議案

神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例の件
神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例
神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年4月条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市消費生活条例</u>	<u>神戸市民のくらしをまもる条例</u>
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 消費者の権利保護	第2章 消費者の権利保護
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 <u>事業活動の適正化（第15条—第20条）</u>	第2節 <u>広告、計量及び表示の適正化（第15条—第22条）</u>
第3節 <u>取引の適正化（第21条—第23条）</u>	第3節 <u>取引の適正化（第23条—第25条）</u>
	第4節 <u>消費者包装の適正化（第26条—第30条）</u>

第4節 苦情処理体制（第24条—第28条）

第5節 消費者教育、情報の提供等（第29条—第32条）

第3章 生活必需物資の安定供給の確保（第33条—第35条）

第4章 市民意見の反映（第36条・第37条）

第5章 神戸市消費生活審議会（第38条）

第6章 補則（第39条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、日常の経済上の生活において情報の質及び量並びに交渉力等について事業者との間に格差のある消費者の利益を擁護し、及び増進し、消費者の自立を支援するため、消費者主権の理念にのっとり、市、事業者及び消費者それぞれの果たすべき責務を明らかにし、消費者

第5節 苦情処理体制（第31条—第34条の2）

第6節 消費者教育、情報の提供等（第35条—第38条）

第3章 物価の安定

第1節 情報の収集と公開（第39条—第41条）

第2節 生活必需物資の確保（第42条—第45条）

第3節 不当な事業活動の排除（第46条—第50条）

第4章 市民意見の反映（第51条—第54条）

第5章 補則（第55条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、日常の経済上の生活において情報の収集、交渉その他これらに類するものに係る能力において事業者との間に格差のある消費者の利益を擁護し、及び増進し、消費者の自立を支援するため、消費者主権の理念にのっとり、市、事業者及び消費者それぞれの果たすべき責務

の利益の擁護及び増進に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者の次に掲げる権利（以下「消費者の権利」という。）の実現に努めることを基本として行われなければならない。

(1) 事業者が提供する商品（第10条第1項を除き、以下単に「商品」という。）、事業者が提供する役務（同項を除き、以下単に「役務」という。）又は事業者が行う訪問購入（以下単に「訪問購入」という。）によって、生命、健康又は財産を侵されない権利

(2)～(7) [略]

を明らかにし、消費者のくらしをまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、当該施策についての新たな消費者問題に関連する施策との調整を行う等総合的な推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者の次に掲げる権利（以下「消費者の権利」という。）の実現に努めることを基本として行われなければならない。

(1) 市民の消費生活において事業者が提供する商品（第10条第1項を除き、以下単に「商品」という。）、市民の消費生活において事業者が提供する役務（同項を除き、以下単に「役務」という。）又は市民の消費生活において事業者が行う訪問購入（次号及び第3号、第4条、第23条第1項第1号、第24条、第25条第2項並びに第31条第1項において「訪問購入」という。）によって、生命、健康又は財産を侵されない権利

(2)～(7) [略]

2 [略]

(市の責務)

第3条 市は、消費者の健康で安全な生活を確保し、及び向上させるため、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費者の権利の実現及び自立の支援に関し、基本的及び総合的な施策を策定し、並びにこれを実施しなければならない。

2 市は、消費者を取り巻く環境の変化を注視し、必要な施策を迅速かつ柔軟に実施するよう努めなければならない。

3 市は、前2項の規定により施策を策定し、又は実施する場合には、前条第1項及び第2項の基本理念を尊重するとともに、地域住民、事業者団体及び消費者団体と協力するよう努めなければならない。

第9条 削除

2 [略]

(市の責務)

第3条 市は、消費者の健康で安全な生活を確保し、及び向上させるため、消費者の利益の擁護及び増進、消費者の権利の実現及び自立の支援並びに物価の安定に関し、基本的、総合的及び計画的な施策を策定し、並びにこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により施策を策定し、又は実施する場合には、前条第1項及び第2項の基本理念を尊重するとともに、地域住民、事業者団体及び消費者団体と協力するよう努めなければならない。

(消費者基本計画)

第9条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を確保するための施策を総合的及び計画的に推進するための基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

第2節 事業活動の適正化

(広告及び包装の適正化)

第15条 [略]

2 事業者は、消費者の適切な商品選

択に資するため、及び環境への負荷の低減のため、商品について、次の各号に掲げる包装をしてはならない。

(1) 内容を誇張した包装

(2) 内容品の保護又は品質保全上の必要を超えた過大な包装

(3) 廃棄物となった場合においてそ

(1) 中期的又は長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、消費者基本計画を策定するに当たっては、第54条第1項に規定する神戸市消費生活会議の意見を聴くものとする。

4 市長は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

第2節 広告、計量及び表示の適正化

(広告の適正化)

第15条 [略]

の適正な処理が困難になる包装

(商品及び役務の表示適正化)

第17条 事業者は、法令に別の定めがあるもののほか、商品が誤って選択され、使用され、保存されること等により、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、その商品の成分、性能、用途その他の必要な事項を適正に表示しなければならない。

- 2 役務を提供する事業者は、役務が誤って選択されることにより、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、役務の取引条件、内容、解約条件その他の必要な事項を適正に表示しなければならない。

(価格表示及び単位価格表示等)

第18条 事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し、その選択を誤ることがないようにするため、その商品又は役務の価格及び質量、容積、時間、回数等の単位当たりの価格を見やすい箇所に表示するように

(商品及び役務の表示事項等)

第17条 事業者は、法令に別の定めがあるもののほか、商品が誤って選択され、使用され、保存されること等により、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、その商品の成分、性能、用途その他の規則で定める必要な事項を適正に表示しなければならない。

- 2 役務を提供する事業者で規則で定めるものは、役務が誤って選択されることにより、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、規則で定める役務の取引条件又は内容について、規則で定める必要な事項を適正に表示しなければならない。

- 3 前2項の規定による表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項は、規則で定める。

(価格表示及び単位価格表示等)

第18条 事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し、その選択を誤ることがないようにするため、その商品又は役務の販売単位又は提供単位及び価格を見やすい箇所に表示するように努めなければならな

努めなければならない。

い。

2 小売業を営む事業者で規則で定めるものは、消費者の商品選択に資するため、規則で定める商品について、その価格及び長さ、質量又は体積を表示するとともに規則で定める基準量及びその価格を表示しなければならない。

3 役務を提供する事業者で規則で定めるものは、消費者の役務選択に資するため、規則で定める役務について、その提供単位及び価格を店頭その他の見やすい箇所に表示しなければならない。

(保証表示)

第20条 事業者が、商品(規則で定めるものに限る。)について品質、性能その他の事項を保証する旨を表示するときは、規則で定める事項を表示しなければならない。

(金銭消費貸借契約書等の交付)

第21条 金融業を営む事業者は、消費者に融資する際、規則で定めるところにより、金銭消費貸借に関する契約書を消費者に交付し、又は金銭消費貸借に関する差入れ証等の写しに当該事業者の確認印を押印したものを消費者に交付しなければならない

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、第15条、第16条第1項、第17条又は前条の規定に違反し、商品又は役務を提供している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 [略]

第21条～第23条 [略]

い。

2 前項の事業者は、消費者から金銭消費貸借に関する弁済を受けたときは、受取書、領収書等それを証する書面を消費者に交付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(指導、勧告及び公表)

第22条 市長は、第15条、第16条第1項、第17条第1項若しくは第2項、第18条第2項若しくは第3項又は前3条の規定に違反し、商品又は役務を提供している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 [略]

第23条～第25条 [略]

第4節 消費者包装の適正化

(過大包装の禁止)

第26条 事業者は、消費者包装(消費者が直接手にしたときの商品の包装をいい、容器を用いた包装を含む。以下同じ。)について、消費者に内容を誇張した包装その他の内容品の保護又は品質保全上の必要を超えた過大な包装(以下「過大包装」という。)をしてはならない。

2 過大包装の基準は、規則で定める。

(消費者包装に係る資源の節約等)

第27条 事業者は、消費者包装について、その包装に係る資源を節約し、及びその包装が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(消費者包装の安全性の確保)

第28条 事業者は、消費者に危害を及ぼすことのないようにするため、消費者包装の安全性を確保しなければならない。

(内容及び価格の表示等)

第29条 事業者は、消費者包装が二次使用又は商品の詰合せ若しくは抱合せを目的としたものであるときは、内容についてそれぞれの品名、数量及び価格を表示しなければならない。この場合において、事業者は、内容品のみの販売も併せて行わなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第30条 市長は、第26条第1項又は前3条の規定に違反し、商品を提供している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することがで

第4節 苦情処理体制

第24条 [略]

(あっせん又は調停)

第25条 市長は、前条第1項に規定する苦情相談の処理を円滑に行うため必要があると認めるときは、第5章に定める神戸市消費生活審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、又は審議会のあっせん若しくは調停に付するものとする。

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係書類若しくは物件の提出を求めることができる。

3 [略]

4 審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。

5 審議会は、あっせん若しくは調停

きる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事業者の氏名又は名称、商品名その他必要な事項を公表することができる。

第5節 苦情処理体制

第31条 [略]

(あっせん又は調停)

第32条 市長は、前条第1項に規定する苦情相談の処理を円滑に行うため必要があると認めるときは、神戸市消費者苦情処理審議会（以下この節において「苦情処理審議会」という。）の意見を聴き、又は苦情処理審議会のあっせん若しくは調停に付するものとする。

2 苦情処理審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係書類若しくは物件の提出を求めることができる。

3 [略]

4 苦情処理審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。

5 苦情処理審議会は、あっせん若し

が終了したとき、又はあつせん若しくは調停を打ち切ったときは、その旨を市長に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会のあつせん又は調停に関し必要な事項は、規則で定める。

(あつせん又は調停の打ち切りの公表)

第26条 市長は、苦情相談に係る事業者が審議会の呼出し、関係書類又は物件の提出の要求その他指示に不当に従わないため、あつせん又は調停が打ち切られたときは、その事業者の氏名又は名称、苦情相談の内容、あつせん又は調停が打ち切りとなった事実その他必要な事項を公表することができる。

(消費者訴訟の援助)

第27条 市長は、消費生活上の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が事業者に対して提起する訴え又は事業者から提起された訴え（以下これらを「消費者訴訟」という。）を援助を受けずに提起し、又は応訴することが困難であり、かつ、同一又は同種の原因による被害者が多数存在し、又は多数発生するおそれがある場合において、被害者に対して消

くは調停が終了したとき、又はあつせん若しくは調停を打ち切ったときは、その旨を市長に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、苦情処理審議会のあつせん又は調停に関し必要な事項は、規則で定める。

(あつせん又は調停の打ち切りの公表)

第33条 市長は、苦情相談に係る事業者が苦情処理審議会の呼出し、関係書類又は物件の提出の要求その他指示に不当に従わないため、あつせん又は調停が打ち切られたときは、その事業者の氏名又は名称、苦情相談の内容、あつせん又は調停が打ち切りとなった事実その他必要な事項を公表することができる。

(消費者訴訟の援助)

第34条 市長は、消費生活上の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が事業者に対して提起する訴え又は事業者から提起された訴え（以下これらを「消費者訴訟」という。）を援助を受けずに提起し、又は応訴することが困難であり、かつ、同一又は同種の原因による被害者が多数存在し、又は多数発生するおそれがある場合において、被害者に対して消

費者訴訟に係る援助を行うことが妥当であると審議会が認めたときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに事業者の社会的責任を追及するため、必要な援助を行うものとする。

2 [略]

3 市長は、第1項の援助を審議会の意見に基づき行うものとする。

第28条 [略]

第5節 消費者教育、情報の提供等

第29条～第32条 [略]

第3章 生活必需物資の安定供給の確保

(情報の収集)

第33条 市長は、緊急時(風水害などによる災害やその他社会情勢などにより一時的に流通が阻害され、消費者に混乱が生じると予測される場合で、市長が認めたときをいう。以下同じ。)において、生活必需物資(消費者の日常生活に不可欠な物資をいう。以下同じ。)の生産、流通等の営業活動の実態について、明らかにす

費者訴訟に係る援助を行うことが妥当であると苦情処理審議会が認めたときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに事業者の社会的責任を追及するため、必要な援助を行うものとする。

2 [略]

3 市長は、第1項の援助を苦情処理審議会の意見に基づき行うものとする。

第34条の2 [略]

第6節 消費者教育、情報の提供等

第35条～第38条 [略]

第3章 物価の安定

第1節 情報の収集と公開

(情報の収集)

第39条 市長は、消費者の日常生活に不可欠な物資(以下「生活必需物資」という。)の生産、流通等の事業活動(以下「事業活動」という。)の実態について、明らかにするよう努めるものとする。

るよう努めるものとする。

2 市長は、事業活動の実態を明らかにするため、生活必需物資の価格、需給の動向等に関する情報を収集するものとする。

(情報収集への協力)

第40条 事業者は、市長の行う前条第2項の情報収集に協力しなければならない。

(情報の公開)

第41条 市長は、第39条第2項の情報収集の結果を消費者に明らかにするものとする。

第2節 生活必需物資の確保

(流通機構の整備)

第42条 市長は、生活必需物資の円滑な流通を確保するため流通機構の整備に努めるものとする。

(市内生産者の優先出荷)

第43条 生活必需物資を市内で生産する事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関連があることにかんがみ、生活必需物資を市内の消費者へ優先的に供給するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の優先的供給を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活必需物資の確保)

第34条 市長は、緊急時において、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあるときは、当該生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

第35条 [略]

(生活必需物資の確保)

第44条 市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあるときは、当該生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

第45条 [略]

2 事業者は、前項の規定による要請があつたときは、これに応じなければならない。

第3節 不当な事業活動の排除

(重要物資の指定)

第46条 市長は、市民生活の安定を図るため、特に円滑な流通を確保し、又は不適正な利得を排除する必要がある生活必需物資を重要物資として指定するものとする。

(調査)

第47条 市長は、前条の規定により指定された物資(以下「指定物資」という。)が不足し、若しくは物価が著しく高騰し、又はこれらのおそれがある場合において、事業者が当該指定物資の円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で

販売する行為（以下「不当な事業活動」という。）を行っている疑いがあると認めるときは、その実態を調査しなければならない。

（資料の提出及び立入調査等）

第48条 市長は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対して、その協力を得て、期限を定めて当該指定物資の在庫量及び原価等に係る資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該事業者の協力を得て、当該職員に、その事務所、営業所その他の事業所に立ち入らせ、当該指定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 市長は、当該事業者が前2項の規定による資料の提出又は立入調査を拒んだときは、その理由を書面により提出させることができる。

（勧告）

第49条 市長は、前2条の規定による調査等により、不当な事業活動が行われたと認めるときは、当該事業者に対し、不当な事業活動を是正する

第36条 [略]

(市民意見の反映)

第37条 市長は、広く消費者の意見、要望等を把握し、市の消費生活に関する施策に反映させるよう努めなければならぬ。

第5章 神戸市消費生活審議会

よう勧告することができる。

(公表)

第50条 市長は、当該事業者が、第48条第1項の資料の提出を拒んだとき、若しくは同条第2項の立入調査を拒んだとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その経過及び事実を公表することができる。

第51条 [略]

(情報交換等の機会の提供)

第52条 市長は、市長、事業者及び消費者が相互の情報を交換し、相互に意見を表明し、及び対話を行うための機会を提供するよう努めなければならない。

(市民の合意の形成への支援)

第53条 市民が安全で安心な消費生活及び物価の安定を確保し、より豊かな消費生活の実現を目指して、市民の合意の形成を図るための活動を行う自主的な会議を設け、又はその活動を行うに当たり、市長が必要があると認めるときは、これらを支援するよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の会議の活動に協力するよう努めなければならない。

(附属機関の設置)

第38条 市長の行う消費生活の安定及び向上の確保に関する施策について市民の意見を反映させ、関連する施策との総合的な推進を図るため、審議会を置く。

(附属機関の設置)

第54条 市長の行う消費生活の安定及び向上の確保に関する施策について市民の意見を反映させ、関連する施策との総合的な推進を図るため、次の表の左欄に掲げる市長の附属機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市長の附属機関	所掌事務
神戸市消費生活会議	消費者行政に関する基本的事項、重要事項その他新たに対応すべき事項について調査審議すること。
神戸市消費者苦情処理審議会	1 第2章第1節の危害等の防止、同章第2節の広告、計量及び表示の適正化、同章第3節の取引の適正化及び同章第4節の消費者包装の適正化に関する施策に関し意見を述べること。 2 第32条第1項に規定する意見を述べ、及び同条に規定するあつせん又は調停に関する事務を行うこと。 3 第34条第1項の規定

2 審議会が所掌する事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 消費者行政に関する基本的事項、重要事項その他新たに対応すべき事項について調査審議すること。

(2) 第2章第1節の危害等の防止、同章第2節の事業活動の適正化及び同章第3節の取引の適正化に関する施策に関し意見を述べること。

(3) 第25条第1項に規定する意見を述べ、及び同条に規定するあっせん又は調停に関する事務を行うこと。

(4) 第27条第1項の規定による認定を行い、及び同条第3項に規定する意見を述べること。

(5) 第31条に規定する市長の情報の提供に関し意見を述べること。

3 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

による認定を行い、及び同条第3項に規定する意見を述べること。

4 第37条に規定する市長の情報の提供に関し意見を述べること。

2 前項の表に規定する附属機関には、部会を置くことができる。

<p>4 <u>前2項</u>に定めるもののほか、第1項に規定する附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章</u> 補則</p> <p>第39条 [略]</p>	<p>3 <u>前項</u>に定めるもののほか、第1項の<u>表</u>に規定する附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章</u> 補則</p> <p>第55条 [略]</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の神戸市民のくらしをまもる条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

理 由

消費者保護に関する法制度の進展等を踏まえ、条例を改正する必要があるため。